

『詩法源流』偽書説新考

——五山版『詩法源流』と朝鮮本『木天禁語』に基づく考察——

大山 潔

中國詩論史に於いて、元代は新しい内容が少なく、營利的に出版されたものが多いと評價されてきた。中でも詩法・詩格形式のものは詩論としての水準は低いという見方が一般的である。ここ数年、晚唐司空圖の著作と言われてきた『二十四詩品』が、作者不詳或は異なる作者の著作として、相次いで元代詩論書の中で発見されて以来、元代詩法・詩格及びその刊本の研究が人々の注目を集めるようになった。しかし、研究の進展の中で、上記のような評價に加え、更に元代詩論書の多くは、「書商が營利のために、有名人の名を詐稱したものである（多是書商出于牟利目的、假托名人以利銷售）」とする偽書説が提起され、賛同を得るに至っている。

『詩法源流』は明代までは高く評價され、その後専ら批判されてきた謎の多い書物であり、偽書と認定された元代詩論書の中でも代表的なものの一つである。その中には元代の代表的詩人楊仲弘、范德機、虞集、揭曼碩等の詩論があり、吳成、鄒遂、王恭の三氏による杜詩注解（以下「三氏杜詩注」と略稱する）がある。この「三氏杜詩注」は『詩法源流』の楊仲弘序によれば、杜甫が門人に伝え、甫の九世の子孫が門人達の傳承を手に入れ、更に楊仲弘がその子孫から傳えられたというものである。『詩法源流』の刊本は明刊本、朝鮮本、江戸本等

『詩法源流』偽書説新考

數多く残されているが、この度筆者は幸いにも、最も古くそして最も原本に近いと思われる五山版（一三五九年）を見ることができた。日本の南北朝時代に外典として上梓されたことから、同書は「漢詩の才を身に具えなければならぬ」という禪僧達の要望に應じ、特にその中の「三氏杜詩注」が室町五山の禪僧にはじまる杜詩尊重に合致したことを伺わせる。また朝鮮本（一五五二年）も存在することから、元から明にかけて同書は大陸において優れた詩論として認識されていたと考えられる。ところが、清代になると王士禎、仇兆鰲を始め『詩法源流』に對する批判が主流となり、今日では楊仲弘序の信憑性は勿論、その中心である「三氏杜詩注」は他書の剽窃とされるほど偽書説が動かないものになつていく。

本論は、五山版に基づき、『詩法源流』本來の姿を探り、更に朝鮮本『木天禁語』を手掛りとして、「三氏杜詩注」の杜詩注解史上の位置を考察することを目的とするものである。

一 從來の指摘

王士禎（一六三四〜一七一）は『帶經堂詩話』で次のように述べている。

偶然古本屋で『詩法源流』一帙を買った。…元至治壬戌年（一三二二）楊仲宏の序があり、その大略は「若い頃叔父楊文圭に従つて成都に遊び浣花溪を通り、工部先生の祠を求めそれを參觀した。主祠者は子美の九世の子孫杜舉であり、祠の後に住んでいたので訪ねて聞いた。舉のいうことには『甫はこの詩法を子に傳えず門人吳成、鄒遂、王恭にのみ傳えたので、私（舉）も三子より傳えられた者から得たのである。遠方から来たあなた（楊）に、三子から受け継いだものをどうして語らないことができようか』と。」案するに、舉の名は書傳に見られず、吳、鄒、王三子もまた諸家の誌や序に現れない。その上、子美一家は戦亂を避けて三峡を下つたため、成都に子孫が残つていない筈である。更に『秋興』『燕子來舟中』等の篇にある三子の解説は大抵時代遅れの皮相な言葉であり…他も推して知るべしである。仲宏の序が誰に偽造されたのかは分からぬが、酔つぱらいの寢言のようで、腹立たしい。

偶於故書肆買得『詩法源流』一帙、…有元至治壬戌楊仲宏序、略云「少從叔文圭遊成都、過浣花、求工部先生之祠而觀焉。有主祠者子美九世孫杜舉、居祠之後、造而問之。舉之言曰、『甫不傳諸子、而獨於門人吳成、鄒遂、王恭傳其法、予傳之三子者。子從遠方來、敢不以三子所傳者、與子言之。』」案、舉之名、不見於書傳。吳、鄒、王三子、亦不見於諸家誌、序中。且子美全家避亂下峽、不應復有裔孫留居成都。又所拈『秋興』、『燕子來舟中』等篇、載三子之說、大抵如軀學究語…餘可例推。第不知仲宏之序、何人偽造、如醉人夢囈、可恨也。

また康熙年間の仇兆鰲も『杜詩詳註』の附録で次のように述べている。

仲弘がこの事を記した元の英宗至治壬戌年は、代宗大曆年間（七六六～七七九）から約五百四十年経つていたので、その世代は九代より更に後の世代の筈である。また詩法として載せられる杜律五十一首は、註釋や議論が皆皮相寡識で、作者の意を察していない。まして（杜甫が）『宗武生日』の詩に「詩是吾家事」と言い、「熟精『文選』理」と言うのに、どうして詩法を子に傳えないと言えようか。どれも信用できない。

仲弘記憶此事、在元英宗至治壬戌年、上距代宗大曆間、約計五百四十載、其世次應不止九代。且詩法所載杜律五十一首、註釋議論、皆膚淺寡識、未窺作者之意。況『宗武生日』詩言「詩是吾家事」、言「熟精『文選』理」、豈可云詩法不傳于其子乎？此俱未可信也。

このように王士禎、仇兆鰲は共に楊仲弘の序を信用せず、杜甫の九世の子孫杜舉の存在に疑問を持ち、「三氏杜詩注」の皮相性を指摘する。また『四庫提要』一九七卷には王用章輯『詩法源流』（詳見三三四、5）の存目がある。楊仲弘序の概要及び「三氏杜詩注」にある三十三の格名が記載された後、「その謬陋は殆ど辨ずるに足らず、楊載（仲弘）序は俚拙萬狀、必ずや偽託より出る。（其謬陋殆ど不足辨、楊載序俚拙萬狀、亦必出偽託）」という評價が下される。

そして近人程千帆は『杜詩偽書考』所收論考『杜舉：「杜陵詩律」によつてこの問題を考察する。程氏が使用したテキストは吳景旭『歷代詩話』にある「門人吳成、鄒遂、王恭編次『律詩法』」である。校勘した結果、それは『詩法源流』（五山版、朝鮮本）にある楊仲弘序と「三氏杜詩注」及びそれ以外の杜詩8首の寄せ集めであり、つまり改變された「三氏杜詩注」であることが分かった。上述した王士禎、仇

兆藪の指摘を引用した後、程氏は『四庫提要』に存目された南宋の林越『少陵詩格』を取り上げ、存目に記録された「接頂格、雙蹄格、單蹄格」のような格名が『律詩法』(三氏杜詩注)にも見られることを根據に、『律詩法』は『少陵詩格』を剽窃したものであり、「元代の愚か者がこの舊書『少陵詩格』を手に入れ、新しい序を偽造し、もつて世間を驚かしたのではないか。(疑元時妄人、獲此舊籍、偽造新序、用駭世俗。)」と推測する。

一九九七年には張伯偉が『元代詩學偽書考』において『詩法源流』を取り上げた。楊仲弘序が偽造であることや、「三氏杜詩注」は『少陵詩格』の剽窃であることなど従來の指摘を述べた上で、更に次の三つの根據を挙げ、『詩法源流』偽書説を主張する。

①『詩法源流』を代表する(杜律詩格)(三氏杜詩注)は全書の最後に置かれているので、書名と内容が一致しない。②第二部分の『詩法家數』は、陶宗儀『南村輟耕錄』にある盧攀『文章宗旨』を「隨意」に摘録したもので、「詩法家數」という題目は『詩法源流』の編者が偽造した「詭題」である。③第三部分の『詩解』は楊仲弘『詩法家數』の序言部分を「刊落不全」な形で摘録したものである。以上のようにして『詩法源流』は偽書として全面的に否定されるようになった。

二 『詩法源流』

二一、『詩法源流』の諸刊本

『詩法源流』を書名或は題名とするものは種類が多く、筆者の知る限り次のようにいくつかのものがある。

1、延文己亥年(一三五九)春屋妙葩刊記。杏雨書屋藏。筆者は眞

『詩法源流』偽書説新考

の書名は『詩法』ではないかと考える。(詳見二一四、1。五山版と略稱する。)

2、成化元年(一四六五)懷悅編輯本。未見。後の刊本の多くはこれを底本とすると見られる。(懷悅本と略稱する)

3、嘉靖三十一年(一五五二)朝鮮尹春年刊序。内閣文庫藏。尹春年序、尹春年著附『詩法源流體、意、聲三字註解』、成化元年懷悅『詩法源流後序』がある。(朝鮮本と略稱する)

4、王用章編『詩法源流』三卷、内閣文庫藏。重刊楊成『詩法』の附刻本として一五五〇年に刊行され、懷悅本を大きく擴充し改編したものと思われる。(詳見三一四の4、王用章本と略稱する)

5、江戸刊本。國會圖書館藏。一五五二年尹春年序、一四六五年懷悅跋、一五〇八年周廷微跋、尹春年著附『詩法源流體、意、聲三字註解』がある。(江戸本と略稱する)

6、嘉靖乙卯年(一五五五)朝鮮尹春年刊跋『木天禁語』の附刻『詩法源流』。國會圖書館藏。しかし、『詩法家數』と「三氏杜詩注」の部分は含まれない。

7、明刊本懷悅編『詩法正論』(マイクロフィルム)。國會圖書館藏。『詩法源流』の別本であり、『詩法正論』は後の人が誤って付けた書名であると考えられる。(明刊本と略稱する)

8、史潛『新刊名賢詩法』。北京圖書館藏。『詩法源流』の題目はななく、缺落や異同が多いが、主な内容が含まれている。刊行年代は一四五七〜一四六六年と推定される。(史潛本と略稱する)

以上の刊本の中で、五山版は唯一の元刊本であり、他は皆明刊本である。また五山版と史潛本を除いて皆懷悅本を基礎にしている。

二一、五山版『詩法源流』(杏雨書屋藏)

一卷、一冊、左右雙邊、有界、小黒口、同方向雙魚尾、半葉十一行、毎行二十字、版心「詩法(丁數)」「四十四葉、一萬八千九百二十字」。卷首に至治二年(一一三二)楊仲弘序あり。卷末に武夷山人の跋と延文己亥年(一一三五)春屋妙葩の刊記(見武夷山人跋)あり。朱點あり。大きき縦八寸強、横五寸六分。「黃龍窟藏」の黒印あり。

二一三、刊行者「武夷山人」と杜本(伯原)

武夷山人の跋は五山版によつて初めて發見されたものである。「五山版は宋・元版等、シナ大陸の禪籍の覆刻から初まつているために、その版式は宋・元の大陸風の様式を具へている」、また「わが國で上梓した(大陸の、筆者補)禪僧の語録・詩文集等に…例外なくそれらの序跋を附刻してある」という五山版の特徴から、武夷山人跋は底本(元刊本の初版)にあつたものではないかと考えられる。しかし、武夷山人とはどのような人物だろうか。「楊仲弘詩集」(内閣文庫)致和元年(一一二八)范攄(德機)の跋文には次の記述がある。

仲弘には子供がいるがまだ幼い。そのため残された詩文が散逸し、それを編集できる人がいない。友人杜伯原は武夷から僕に「嘗て手に入れた(楊仲弘の)詩作を(武夷山で刊刻する」と傳えたが、これは誠に仲弘の知己である。

仲弘有子、尙幼、其殘葉流落、未有能爲輯次者。友人杜君伯原、自武夷命僕曰、將就其平生所得詩、刻諸山中、此誠知仲弘者。

この跋文によれば武夷山の杜伯原は楊仲弘が亡くなつた後、自らその詩文を集め、武夷山で出版した。それが『楊仲弘詩集』であるといふことになる。杜伯原について、『新校本元史』(列傳・卷一百九十九・列傳第八十六隱逸)には次のように記されている。

杜本、字は伯原。…博學で、文章に長ずる。…嘗て都に召され

たが、間もなく武夷山に歸り隱居した。文宗が江南にいた時、その名を聞き、即位(一一三二)すると、幣をもつて彼を招聘したが、應じなかつた。

至正三年(一一三三)、右丞相脱脱が(杜本を)隱士として推薦し、使者を派遣し、金織文幣や上等の酒を賜り、翰林待制、奉議大夫、兼國史院編修官として召したが…遂に(杜本は)行かなかつた。

杜本は湛靜寡欲で、顔色を變えたり言葉を荒らげたりすることはない。人と付き合ふにあつてはとりわけ義に篤い。貧しいため親を養えない人や、お金がないのに學問をしようとする人がいれば、皆助ける。…至正十年(一一三〇)卒、享年七十五歳であつた。

杜本字伯原、…本博學、善屬文。…嘗被召至京師、未幾歸隱武夷山中。文宗在江南時、聞其名、及即位、以幣徵之、不起。

至正三年、右丞相脱脱以隱士薦、詔遣使賜以金織文幣、上尊酒、召爲翰林待制、奉議大夫、兼國史院編修官。…遂不行。

本湛靜寡欲、無疾言遽色。與人交尤篤於義、有貧無以養親、無貲以爲學者、皆濟之。…至正十年卒、享年七十有五。

以上の内容からみて、朝廷の招きを斷り、武夷山に歸り、そこで隱居していた杜伯原が「武夷山人」と自稱しても不思議ではないだろう。

次は杜伯原の刊行活動だが、まずその場所について考えて見たい。同じく彼の出版物とされている『谷音』(『四部叢刊』初編縮本、四二二)にある張架の跋文によれば、本書は「平川懷友軒で刊行され、以つて世に傳つた(刊於平川懷友軒、以傳於世)」という。平川懷友軒については道光丁未年(一八四七)の『武夷山志』(卷十四)に杜本著『懷

友軒記」が収録されている。それによれば懷友軒は武夷山にあり、先祖代々武夷に住み、「田數十區、書數百卷」を所有する「延祐間兩浙東憲幕」詹景仁が、杜本のために建てた「簡朴藏修」の「寓舍」である。杜本はそこで生涯交わつた海内の名士の「詞翰を編輯し、氏名を並べて記した（輯其詞翰、列氏名而記之）」という。以上の記述から明らかのように、杜本は懷友軒に於いて編輯作業を行った。懷友軒は即ち「平川懷友軒」であり、詹景仁という人物が、武夷山における杜伯原の刊行活動のために、場所と財源を提供したと考えられる。

それでは杜伯原は何のために出版事業を行ったのだろうか。同じ『谷音』の張架の跋文によれば、本書は杜本が若い頃各地を旅する過程で知つた文人「凡二十三人、無名者四人」の作品を合わせて百首を収録したものであり、「宋末元初、節士悲憤、幽人清詠の辭」である。そして『谷音』とは山谷の音の如く、野史のようなものである。嘗て時危世變を論じる者、難に臨んで避けない者、そして隱居して身を清く保つ者は少なくはなかつたが、惜しいことに未だ全てが世に知られてはいない。例えば本編にある何人かにしても、もし先生（杜本）がそれを記録して伝えなかつたら、無名のままに消えてしまつただろう。（『谷音』若曰山谷之音、如野史之類也…嘗論之時危世變、臨難不避、與夫長往自潔者、不爲不少、惜不盡傳于世也。如是編數人、苟非先生記其詩而傳之、則泯沒無聞矣。）と述べている。以上のことから『谷音』出版の目的は營利ではなく、埋まれた作品を世に知らせることと考えられる。

それでは『詩法源流』の場合は如何であろう。『新校本明史』（列傳卷二八五・列傳第一三文苑一）には「杜本は武夷に隱居し…四明の任士林詩法を授ける（杜本隱武夷…授以四明任士林詩法）」という記録を見る

と彼は詩法を研究し教えていたことが分かる。また五山版の武夷山人跋文には「楊推官の七言律は雄深壯麗、首尾渾成であるが、一世に高妙たる理由は偶然ではない。世に傳わらない妙法があるからである…規矩はもとより人を巧みにさせることができないが、學ぶ者は結局規矩を捨てることもできないのである」（原文注18）とある。この發言から詩法の研究者である杜伯原が、「妙法」と「規矩」を學ぶ者に傳えることが出版の目的であつたと考えられる。更に『楊仲弘詩集』と『谷音』の出版と合わせて、有名無名を問はず、價值のあるものを世に傳え世に残すというのが杜伯原の出版理念であつたと言えるだろう。

しかし、杜本は何故「武夷山人」と自稱しただろうか。つまり、何故人に知られた「杜本」或いは「杜伯原」を使わずに、「武夷山人」を用いたのだろうか。清の顧嗣立輯『元詩選』は杜伯原の詩集『清江碧嶂集』（己集）を収める。その解題にヒントがあるように思われる。『清江碧嶂集』とは杜本の門人程嗣祖が杜氏の遺詩を収録した書であるが、師について程氏は次のように語っているのである。

（師は）普段作つた詩の稿を残さない。譯を聞くと、笑つてこう答えた。「嘗て私もそう考えたことがある。しかし、『藝文志』に載せられている古人の文集を見ると澤山あるが、今日に残されているのはその百分の一か二しかない。また何が残るかは幸運不運も與つている。故に必ずしも残す必要はない。（平日所作詩、未嘗存稿、或問之、笑曰：亦嘗念之。然觀『藝文志』所載古人文集、何翅千百、今其存者、百無一二、又有幸不幸焉。故不必存也。）」と。

以上の記述から、杜本には名を世に残すことに對して超然とした所のあることがわかる。一方、何度も朝廷の招きを断り、武夷山で隱居

生活を送っていた杜本の経歴と関連して考えると、「武夷山人」は彼の理想、理念、全人格を表すことのできる名だであつたのではないのか。「杜本（伯原）」ではなく「武夷山人」を用いた理由もここから考えられるだろう。

最後に、『詩法源流』が刊行された時期について考えて見たい。武夷山人の跋文には日付けがなく、楊仲弘序には至治壬戌（一三三二）と記されている。しかし、これは實際の刊行年代であろうか。楊仲弘序に「京城の陳氏子は詩において志を持つていたので、書き寫して贈る」（原文注17）とあるように、この文章は出版のために書かれたものとは考え難い。また跋文では楊仲弘を「楊推官」と呼んでいるが、楊仲弘は推官をもつて亡くなつており（一三三三年）、着任することはなかつたことから、該跋文は楊氏の死後に書かれたものと考えられる。『楊仲弘詩集』の范梈跋が「杜伯原が『今まで手に入れた詩作を武夷山で刊刻する』という」と述べていることと合わせて考えれば、楊仲弘序といわれる文章とその詩法（三氏杜詩注）はどちらも杜伯原が楊氏の死後手に入れ、刊行したものではないかと推測できる。よつて、その刊行年代は一三三三年以後、『楊仲弘詩集』が刊行された一三二八年前後と考えられる。

もしも以上の推測が事實ならば、『詩法源流』の刊行者は「元代の愚か者」で「新しい序を偽造した」等の従來の説の妥當性、また元代の詩學書の多くは「書商が營利のために、有名人の名を詐稱したものである」という説の普遍性が問われることになるであらう。

しかし、一方楊仲弘序には確かに疑問點が存在する。一つは九世の子孫のことである。杜甫の死（七七〇年）から楊仲弘の少年時代（一二八〇年頃）まで五百年もあるのに、この間に九世代しかないとは

考え難い。この問題については王士禎と仇兆鰲の指摘が正しいと思われる。もう一つは杜甫が門人吳、鄒、王三氏に詩法を傳えたという點である。後程詳述するように「三氏杜詩注」は杜詩注解『五十一格』の別本を底本にして新たに作られた書であり、よつて杜甫から傳へられたというのも偽りであらう。しかし、四百年後の王士禎や仇兆鰲はこの誤りを見破ることが出来たが、楊仲弘と杜本の段階では杜甫の詩とその注解に對する理解がそこまで達せず、誤りを信じてそれをそのまま傳へたのではないかと考えられる。つまり楊仲弘の序文は本物だが、そこに記されている内容には誤りがあつた、と考えられるのである。

二一四、五山版と他刊本との比較

ここで五山版と他刊本との異同について考察してみたい。左は各刊

五山版	朝鮮本	江戸本	明刊本	史潛本
「楊仲弘序」	「楊仲弘」「詩法源流序」	同上	同上	○
※	「尹春年」「詩法源流序」	同上	○	○
※	『詩法源流總目』	同上	○	○
『詩法源流』	『詩法正論』傅與礪述徳 機范先生意・嘉禾懷悅用 和編集』	同上	『詩法正論』 嘉禾懷悅用 和編集』	『蘇世』最初の 二五〇字は他 刊本と異なる
「廬陳齋書」	「陳齋廬學士述」「詩法 家數』	同上	同上	x
『論詩法家數』	家數』	同上	同上	

※	『詩法源流』楊仲弘載』	『詩解』	同上	同上	『楊仲弘注少陵詩法序』
三氏杜詩注(四三首)	『詩格』(四三首)	同上	○(三九首)	同上	
「武夷山人跋」	×	×	×	×	
「妙葩刊行記」	×	×	×	×	
※	「懷悅」『詩法源流後序』	同上	○	○	
※	○	「周廷徵」『詩法源流後序』	○	○	
※	『詩法源流體、意、聲三字註解・坂平尹春年著』	同上	○	○	

本の題目比較表であるが、大きな改編が見られる刊本は採用しない。題目とされているものに『』、原文にある文字に「」、五山版にない場合は※、他刊本で五山版と一致する場合に○、對應關係がない場合に×を付ける。

比較した結果、次の五點が指摘できよう。

1、書名は『詩法』ではないか。いままで『詩法源流』という書名は疑問視されることはなかった。しかし、五山版を見ると、封面には題簽が貼られた跡が残っているが、文字らしいものは見られない。冒

『詩法源流』偽書説新考

頭の楊仲弘序にはタイトルらしきものはなく(他刊本では『詩法源流序』と明記)、『詩法源流』という題目は「餘因問古今詩法、先生曰、夫詩權興於擊壤康衢之謠……」で始まる五千字の冒頭文章の直前にあり、後の二つの文章の題目『論詩法家數』『詩解』とほぼ同じ位置に置かれている。このような配置關係から見て、『詩法源流』はその冒頭文章の題目であると理解するのが最も自然だと思われる。又冒頭文章の内容は『詩經』から始まり、『離騷』漢、魏晉、唐、宋、元の順に、詩における時代變化、特徴、代表人物等を論ずるもので、これも『詩法源流』という題目と一致する。

一方、五山版の版心に書かれた文字は「詩法」であり、武夷山人の跋文の中でも同書が「詩法」と呼ばれている。以上のことから同書の眞の書名は『詩法』ではないかと考えられる。(以下混亂を避けるために依然として『詩法源流』と呼ぶ。)従つて、『詩法源流』というタイトルには、廣義のもの(書名)と狹義のもの(文章名)が存在すると思われる。

五山版による書名の判明は一つの普遍的な意義を持つ。つまり、他の書物にも同様な問題が存在するのではないかという示唆が與えられるのである。筆者は一九九八年にこの問題をタイトルの廣義性と狹義性として提起したが、それは『詩家一指』と『木天禁語』がそれぞれ一つの書名(廣義)でありながら、同時にその書の冒頭文章の題目(狹義)でもあるということである。五山版の經驗に基づいてこれを考えれば、『詩家一指』と『木天禁語』の本來の書名は共に『詩法』であるが、流傳される間に(多くの場合は手抄)、表紙が失われ、書名不明になったため、或は「詩法」という書名は特徴がないと思われたために、冒頭文章の題目が書名とされたのではないかと考えられる。

狹義の『詩家一指』と『木天禁語』を含む書の中に楊成『詩法』、史潛『新編名賢詩法』、黃省曾『名家詩法』等があるのは本来の書名『詩法』を繼承したものではないかと思われるのである。

2、狹義の『詩法源流』の著者は杜伯原ではないか。五山版に含まれる『詩法源流』には著者名が書かれていないのに對して、朝鮮本と江戸本では『詩法正論・傳與礪述德機范先生意』とされている。^②このように記された根據は何處にあるのだろうか。五山版ではこの冒頭文章は「餘因問古今詩法、先生曰……」をもつて始まるが、他刊本にはこの十字はない。しかし全篇を讀んでみると、内容は「余問……先生曰」という形で運ばれているし、「古今詩法」は全篇の主題を意味しているので、この十字は原本にあつたものと思われる。一方、「傳與礪述德機范先生意」という題に従えば、「余」が「傳與礪」、「先生」が范德機、全篇の内容が范德機の思想を中心とする筈である。しかし、原文から「余」が「傳與礪」であると示す言葉は見付からず、また「先生」が古代から元代まで、時代毎にその詩風、詩人、作品を論評するが、元の部分では范德機、虞伯生、楊仲弘、揭曼碩という順で論評した後、「以上の四先生は今日の詩人であり、故に四人の詩を代表例として擧げる。(以上四先生当今詩人、故擧其四詩爲凡例)」と述べている。このような表現によれば、「先生」は范德機と同時期の人であるが、范德機ではないことが分かる。よつて「傳與礪述德機范先生意」は後の人(懷悅?)が誤つて付けた題目であると考えられる。

しかし、五山版の『詩法源流』には何故著者名が明記されていないのか。先ず「四先生」の詩論を總括できたことから、その著作年代は出版年代(一三二八)からそれ程離れていないと考えられ、著者不明が原因とは思われない。また五山版の他の部分では皆著者名が明記さ

れているのに對して、全書の三分の一を占めている冒頭文章にはそれがないということから、偶然の粗漏とは考え難い。更に杜伯原の人格から考えれば、著者の名前を抹殺するようなこともあり得ないだろう。

以上のように考え得る可能性を全て排除した結果、筆者はこの文章の著者は杜伯原本人ではないかと考える。その理由は狹義の『詩法源流』の内容及び形式は詩法を研究し教えていた杜伯原に相應しいだけでなく、名を世に残すことに對して執着がなく、武夷山に隱居した杜伯原であれば、自らの名を記さないこともあり得たことと思われるからである。しかし、たとえ著者が杜伯原ではなくとも、五山版の刊行者と出版年代が判明したことは、偽書が多い元代詩論書の中で、少なくとも一つ信頼できる元中期の詩論が提供されたことを意味する。これは元代詩論の研究において重要な意味をもつものと考えられるのである。

3、「論詩法家數」は『文章宗旨』の摘録ではない。五山版にある『論詩法家數』は他刊本では『詩法家數』とされている。(後述する楊仲弘の『詩法家數』は別の文章である。)張伯偉はこの部分について、これは陶宗儀『南村輟耕錄』にある盧疎齋の『文章宗旨』を隨意に摘録したもので、『詩法家數』という題目は編者が偽造したものであると指摘する。^③しかし、『新校本明史』には「陶宗儀は……杜本に師す」(列傳・卷二百八十五列傳第一七三文苑一)とある。杜本が弟子の書を摘録して題目を偽造した可能性があつたらうか。因みに陶宗儀の生卒年について、渡邊幸三説(一三三五前後～一三九九年以後)と冒彼得説(一三二六～一四〇三年)があるが、いずれによるにしても一三二八年前後に『輟耕錄』が完成されていたとは考え難い。最後に、『文章宗旨』と校勘した結果、五山版の『論詩法家數』がより正確であり、張氏が

指摘した文字の脱落は五山版には存在しないのである。

4、『詩解』に著者名が明記されている。他刊本はこの部分に著者名はない。そして張伯偉は『詩解』は楊仲弘『詩法家數』の序部と一致するので偽書であると指摘するが、五山版では「楊仲弘載」と明記されているので、その指摘は五山版には通用しない。

5、『三氏杜詩注』には題目がない。五山版ではこの部分に題目がない(史潛本同)のに對して、朝鮮本と江戸本では『詩格』王用章本では「門人吳成、鄒遂、王恭『詩法源流・卷之下』」、吳景旭『歷代詩話』では「杜舉『杜陵詩律』」などのように、その題目と著者名は様々である。何故五山版ではこの部分に題目がないのだろうか。武夷山人の跋には「この詩法は仲弘は杜舉から得、舉は吳成、鄒遂、王恭の傳える所を得た」(原文注18)とあり、この部分こそ「詩法」そのものであり、同書の中心であるという武夷山人の意思が明確である。書名は『詩法』である以上、改めて題目を付ける必要はないと彼が考えたとしても不思議ではない。

以上のように張伯偉が偽書説の根據として新しく挙げた三點も全て五山版によつて否定されるのである。

三 『三氏杜詩注』と『五十一格』の關係

程千帆は「杜舉『杜陵詩律』」(三氏杜詩注)の偽書問題を論ずる際、これは林越の『少陵詩格』を剽窃したものではないかと指摘した。『少陵詩格』に關しては『四庫提要』に残された記録以外に直接の資料は未だ見付かかっていない。一方、『三氏杜詩注』と密接な關係を持つ書物がこの度発見された。それは朝鮮本『木天禁語』にある『杜陵詩律五十一格』(『五十一格』と略稱する)である。

三一、朝鮮本『木天禁語』にある『五十一格』

朝鮮本『木天禁語』(國會圖書館藏)は一冊、四卷、銅活字、四周雙邊、大黒口、半葉十二行、每行二十字。その構成は范德機『木天禁語』、『詩家指要』、『五十一格』、附『詩法源流』、『詩解』と『三氏杜詩注』は含まれず)からなる。朝鮮尹春年の跋によれば、嘉靖乙卯年(一五五五)に翻刻されたことが分かる。

三二、『三氏杜詩注』と『五十一格』との比較

『五十一格』は杜甫の七言律詩四十二首含み、一首毎に「接項格」、「交股格」、「纒腰格」、「續腰格」、「首尾互答格」のような句法の特徴を表す格名が立てられている。格名の下にその格名に關する注釋があり、詩句の間にも句法を中心とする注釋文が挟み込まれている。著者と成書年代は明記されていない。

『三氏杜詩注』と『五十一格』とを比較すると、含まれている杜律の内容、數(43首と42首)及び格名はほぼ一致することが明らかになった。一方、異なる點も顯著である。

1、格名の數は『五十一格』の49(詩一つに格名が二つ以上付く場合があるが、題目の「五十一」と一致しない)に對し、『三氏杜詩注』では37(格名が付かない場合がある)と少ない。

2、字數は『五十一格』の五千二百に對して、『三氏杜詩注』は一萬二千五百にのぼる。

3、『五十一格』では格名の相關性、つまり句法の相關性によつて詩の順番が決められる傾向が見られる。例えば「出字格」「疊字格」「雙字格」；「興兼比格」；「興賦兼比格」；「興兼賦格」；「拗句格」；「拗字格」；「拗粘格」等はそれである。しかし、『三氏杜詩注』の中ではこの順番が見られず、逆に内容の相關性による「諸將五首」；「詠懷古跡

四首」等の配置が見られる。

4、『五十一格』は句法に對する注釋が中心であるのに對し、「三氏杜詩注」は句法の説明が吸收された上、作品の内容の注釋を主とする。

5、注釋者は「三氏杜詩注」において吳成、鄒遂、王恭の三人であるのに對して、『五十一格』の方は複數とは見られない。

4と5の相異については左『秋興八首』其一を參照。
『五十一格』

接項格第三第四緊接第二句

玉露凋傷楓樹林、起興於秋而生七句。巫山巫峽氣蕭森。上四字承楓樹、下三字承玉露凋傷。江間波浪兼天湧、上四字承巫峽、下三字承氣蕭森。塞上風雲接地陰。上四字承巫山、下三字承氣蕭森。此聯共承第二句、如首項之相接。叢菊兩開他日淚、孤舟一繫故園心。寒衣處處催刀尺、此句復應第三聯而生下句。白帝城高急暮砧。

「三氏杜詩注」

第一接項格

王氏曰、秋興一題分作前三章與後五章、以夔州長安自是兩事、此其綱也。八章之分則又各命一題、以起興觀諸興聯可見矣、此其目也。

玉露凋傷楓樹林、巫山巫峽氣蕭森。吳氏曰、此第一句以興起第三聯、第二句以起第二聯。玉露秋露、白也。楓樹而凋殘、至於秋之深也。巫山以山而言、巫峽以水而言、蕭森以山水之氣而言、皆秋深之景物也。王曰、此甫流寓夔州、秋日感傷而作也。上句以玉露凋傷木葉而興夔州之客懷、下句言巫山巫峽之所以蕭森者、蓋以玉露凋殘故也。其相生如此。

江間波浪兼天湧、塞上風雲接地陰。吳曰、江間即巫峽也、塞上即巫山也。兼天而湧、接地而陰、山水之氣蕭森也。此以景物接第二句。

叢菊兩開他日淚、孤舟一繫故園心。王曰、甫居夔州二年、見菊花之開者二次

皆爲他日感傷之淚也。遇秋景慘淡、人情孰無思歸之意乎。然甫在夔峽時、雖值夫秋之深、而世則阻隔於兵戈、故心常念故園、而反爲孤舟所繫也。非孤舟能繫、奈阻兵戈、無由到故園矣。鄒氏曰、上句言其往夔州三（或作二）年、故兩見菊花之開、然使他日復見此花、必爲之感傷焉。下句言繫舟巫峽、即有思歸之心也。故園鄜州也。

寒衣處處催刀尺、白帝城高急暮砧。吳曰、刀尺裁衣、而砧杵搗寒衣。處處催刀尺與暮砧之急、皆秋深之事也。以結第三聯并起句之意。白帝城在巫峽之上、又以結第二聯、并二句之意也。鄒曰、因言寒衣、而有暮砧之急、因言處處、而白帝城亦有暮砧之急也。王曰、此兩句正是收拾前面。以其所見皆秋日可悲之事、而思歸之心切。

況又處處刀尺以造寒衣、而白帝城又急搗衣之砧、則思歸之心愈切矣、故重有感嘆之也。

三三三、「三氏杜詩注」と『五十一格』の繼承關係

「三氏杜詩注」と『五十一格』との異同からその關係は次のように考えられる。

1、兩書は繼承關係をもつ杜詩注解である。これは兩書に含まれる詩作、その數及び格名がほぼ一致するところから推測できる。

2、繼承關係がある一方、兩書はお互いに獨立の構想を持つ異なる杜詩注解である。『五十一格』では格名、つまり詩の起承轉結の句法を中心に杜詩を解釋する。その結果すべての詩に格名が付き、詩の順序は句法の相關性によつて配列される場合が多い。一方、「三氏杜詩注」では句法の解釋が吸收された上、詩作内容の注釋や評述が行われる。故に詩の順序は内容の相關性によつて配列される傾向が現れ、釋文の量も倍以上に増えている。格名は残っているもののその數が減り、それに付く説明が殆どなくなっている。

3、『五十一格』の成書年代は「三氏杜詩注」より古く、「三氏杜詩注」は『五十一格』の内容を踏まえた上で、新たな解釋を行うことによつて完成された杜詩注であると考えられる。それは兩書の格名に關

する解釋が主から副に變つたことばかりでなく、更に『五十一格』の「單蹄格」から「三氏杜詩注」の「單蹄格」への變化が兩書の前後關係を明らかにするものと思われる。

「單蹄格」とは『五十一格』の「秋興八首」第七番の格名である。

單蹄格：單は車のそえぎであり、髀ももこしほねが體からだに従いつつこれを助けるのと同じである。中聯は蹄のように對峙し、首と尾はこれを單

(補助)するが對をなさない。單と髀は股と同じ。體は寬と發音し、兩股の間の意味である。(單爲車輔、猶髀從輔體、中聯對峙如蹄、首尾但單之而不對、單髀同此股也。體音寬、兩股間也。)

この解釋によれば、「單」が車を補助するように、律詩の首聯と尾聯が中聯(二聯、三聯)を助けるのが「單蹄格」の意味である。しかし、「三氏杜詩注」の中では關係する注釋文がなくなり、「單蹄格」は「單蹄格」に變つている。なぜ「單蹄格」は「單蹄格」に變つたのだろうか。それは「秋興八首」には「雙蹄格」という格名もあり、流傳される過程で、見慣れない文字である「單」が「雙」の對概念「單」と間違えられたのではないだろうか。この他「中聯互鎖格交叉相應」『五十一格』から「中聯牙鎖格」(「三氏杜詩注」へ)、つまり「互」が「牙」に誤植されているのも同様の例と考えられる。

三十四、『少陵詩格』と「三氏杜詩注」『五十一格』との關係

程千帆と張伯偉は「三氏杜詩注」は『少陵詩格』を剽竊したものと主張するが、ここで『五十一格』をも合わせて三書の關係を見ることがしたい。但し、『少陵詩格』の刊本は未見であり、『四庫提要』(卷一百九十七「集部・詩文評類存目」)を通じて知るのみである。

『少陵詩格』一卷(永樂大典本)：宋的林越の撰。越には『漢雋』があり、これはすでに記録した。この書『少陵詩格』は杜詩篇

法を發明し、こじつけがきわめて甚だしい。例えば『秋興八首』の第一首接頂格では、「江間波浪兼天涌」は巫峽の蕭森を、「塞上風云接地陰」は巫山の蕭森を表すというが、すでに無理がある。二首目交股格、三首目開合格、四首目雙蹄格、五首目續後格、六首目首尾互換格、七首目首尾相同格、八首目單蹄格である。隨意に決められていてその由來が分からない。その後に『詠懷古蹟』や「諸將」などの詩もあり、ほかの詩人のものにも及ぶ。一首毎に格名が立てられているが、いずれも杜撰であり、眞に無理な解釋である。

『少陵詩格』一卷(永樂大典本)：宋林越撰。越有『漢雋』、已著錄。是篇發明杜詩篇法、穿鑿殊甚。如『秋興』八首、第一首爲接頂格。謂「江間波浪兼天涌」爲巫峽之蕭森、「塞上風云接地陰」爲巫山之蕭森、已牽合無理。第二首爲交股格。三首曰開合格。四首曰雙蹄格。五首曰續後格。六首曰首尾互換格。七首曰首尾相同格。八首曰單蹄格。隨意支配、皆莫知其所自來。後又有『詠懷古蹟』、『諸將』諸詩、亦間及他家。每首皆標立格名、種種杜撰、此眞強作解事也。

『少陵詩格』に關する以上の記述を『五十一格』「三氏杜詩注」の該當箇所と比べると、

1、三書の『秋興』八首の格名は以下の通りである。

『五十一格』 『少陵詩格』 「三氏杜詩注」

接頂格	第一首接頂格	第一接頂格
交股格	第二首交股格	第二交股格
續後格	三首曰開合格	第三續後格 又名開合格
雙蹄格	四首曰雙蹄格	第四雙蹄格

首尾互答格 五首曰續後格 第五續腰格

首尾相同格 六首曰首尾互換格 第六首尾互換格

單蹄格 七首曰首尾相同格 第七首尾互問格 問一作同

雙蹄格 八首曰單蹄格 第八單蹄格 蹄一作蹄

『秋興』八首の格名と順番において『少陵詩格』はより『三氏杜詩注』に近く、「單蹄格」ではなく「單蹄格」である。しかし、文字上の異同が存在する。(其五)

2、『秋興』八首の第一首「江間波浪兼天湧、塞上風云接地陰」に關する三書の解釋は次のようである。

『少陵詩格』：『四庫提要』の記述より

江間波浪兼天湧、爲巫峽之蕭森（江間……の句は巫峽の蕭森を表わす）

塞上風雲接地陰、爲巫山之蕭森（塞上……の句は巫山の蕭森を表わす）

『五十一格』：

江間波浪兼天湧、上四字承巫峽、下三字承氣蕭森（上四字は巫峽を承け、下三字は氣の蕭森たるを承ける）

塞上風雲接地陰、上四字承巫山、下三字承氣蕭森（上四字は巫山を承け、下三字は氣の蕭森たるを承ける）

『三氏杜詩注』：

江間波浪兼天湧、塞上風雲接地陰。吳曰、江間即巫峽也、塞上即巫山也、兼天而湧、接地而陰、山水之氣蕭森也。（吳曰く、江間は即ち巫峽、塞上は即ち巫山である。天を兼ねて湧き、地に接して陰るとは、山や水の氣が蕭森たるをいう。）

意味に於いて三者の差はそれほど大きくないが、形式上は『少陵詩格』は『五十一格』により近い。つまり「江間波浪兼天湧」と「塞上風云接地陰」とを區切つて説明しているところが一致している。

3、四庫館臣は『少陵詩格』の格名について「これは杜詩篇法を發

明し」と論評するが、「發明した」と思わせる書はどのような特徴を持つてゐるのだろうか。『五十一格』と『三氏杜詩注』に於いて考へる場合、『五十一格』では、格名に關する解釋が中心で、その意味するところ、文字の由來、發音などが詳細に説明されている。これに對して『三氏杜詩注』の中では格名のみを擧げ、それに對する解釋はいつさいない。兩書を比べて「發明した」と思わせるのは『五十一格』の方ではないだろうか。従つて『少陵詩格』の杜詩註解の形式は『五十一格』に近いと推測する。

4、四庫館臣は、『少陵詩格』は「ほかの詩人の作にも及ぶ（亦間及他家）」と述べているが、これは他の二書では見られないことである。

5、『四庫提要』には王用章編『詩法源流』の存目があり、その第三卷の内容が特に細かく記述されている。内閣文庫藏明刊本王用章輯『詩法源流』と校勘した結果、その第三卷の内容は楊仲弘序と杜律五十二首から成り、その内三十三首が「三氏杜詩注」に含まれるもので、その格名及び吳、鄒、王三氏の注もほぼ一致することが分かる。よつて、これは「三氏杜詩注」を改編したものと考えられる。ところが、この存目は『四庫提要』において『少陵詩格』から三葉しか離れないところにある。この情況から兩書の提要を記した者が同じ人物であるか、或いは別々であつても兩書の内容を共に知つてゐる者ではないかと考えられる。もし程千帆、張伯偉が提起したように、「三氏杜詩注」と『少陵詩格』との違いが楊仲弘序があるかないかのみであれば、兩書が別々に提要され、その一致するところが全く言及されていない、と言ふことはあり得るだろうか。

筆者は以上の五點から、『少陵詩格』は「三氏杜詩注」が基ついたものとは異なる『五十一格』の別本に基づき、杜詩以外の作品にも言

及し、再編輯された書であると考える。よつて三書の關係は、『五十一格』から『少陵詩格』へ、そして『五十一格』から『三氏杜詩注』へということ、『少陵詩格』と『三氏杜詩注』は同じく『五十一格』に基づきながらも異なる系統のものであると考えられる。もしも以上の推測が可能であれば、『三氏杜詩注』は『少陵詩格』を剽窃したという學說の適否が問われることになり、又杜甫から門人へという傳説も否定されることになるであらう。と同時に、これらの書の著作年代は何時か、杜詩注解史においてどのような位置を占めているのかという新たな問題に直面することになるであらう。

四 『少陵詩格』の成書年代における疑問点

これまで『少陵詩格』の成書年代に關しては『四庫提要』の『少陵詩格』一卷（永樂大典本）宋林越撰、越有『漢雋』、已著錄」という記述が根據とされてきた。つまり、林越は一一六二年に刊行された『漢雋』の著者でもあるので、『少陵詩格』は南宋の書であるということになる。しかし、調査した結果『漢雋』と『少陵詩格』の著者を同一人物とする説には大きな疑問が生じたのである。

四一、林鉞から林越への改變

『四庫提要』卷十三（史部、史鈔類存目）では『漢雋』について次のように記されている。

『漢雋』十卷（江蘇巡撫採進本）、宋林越撰。案、陳振孫『直齋書錄解題』に載せられている同書の卷數が、今日のものと同じくであり、註では括蒼の林鉞と稱し、『處州府志』も林鉞を載せている。同書では皆林越となつており、いずれが正しいかは未詳である。前には紹興壬午年（一一六二）越の自序があり、後ろに延

祐庚申年（一二三〇）袁桷の重刻跋がある。

『漢雋』十卷（江蘇巡撫採進本）、宋林越撰。案、陳振孫『書錄解題』載此書卷數、與今相符、而註稱括蒼林鉞、『處州府志』亦載林鉞、此本則皆作林越、未詳孰是也。前有紹興壬午越自序、後有延祐庚申袁桷重刻跋。

つまり、四庫館臣が見た陳振孫『直齋書錄解題』と『處州府志』とは「林鉞」であるが、「江蘇巡撫採進本」では「林越」になつてゐるという。

筆者は『漢雋』の刊本³³、書誌及び地方誌の三つの方面から調査した結果、『漢雋』の著者名は本來「林鉞」であり、「林越」は後の時代に改變された名であること、そして上に擧げた書誌、地方誌、更に四庫館臣が基づいた「江蘇巡撫採進本」において、全てその改變が見られることが判明した。

更に「林越」の起源は一五七六年に刊行された凌迪知『兩漢雋言』³⁴ではないかと思われる。『兩漢雋言』とは林氏の『漢雋』を補足した書で、十六卷の内、前十卷が林氏『漢雋』そのものであり、後の六卷のみが凌氏の作である。その前十卷では、本來の『漢雋』の著者「林鉞國鎮」が、『兩漢雋言』という書名の下に「林越次甫」として擧げられる。姓氏問題の權威者でもある凌迪知に從つて「林越『漢雋』」が流行し、後に『漢雋』刊本、書誌、地方誌等でも林鉞から林越へ改められたのではないかと考えられる。

四二、『少陵詩格』と『漢雋』の著者は同一人物ではない

四庫館臣は『少陵詩格』の林越が即ち『漢雋』の著者であると指摘するが、その根據は如何なるものであらうか。四庫館臣が見た『少陵詩格』は「永樂大典本」であるが、今日ではその部分が既に散逸し

て、見ることが出来ない。『永樂大典』の現存部分を見てみると、序跋が含まれないのが一般的であることから、永樂大典本『少陵詩格』には「林越」以外に著者に關する情報が含まれていなかったのではな
いかと思われる。又筆者の推測に従えば、『永樂大典』が成立した一四〇八年には、凌迪知『兩漢雋言』（一五七六年）の「林越」は未だ存在しない筈である。であれば、『少陵詩格』の「林越」は『漢雋』の著者であるとする根據は他でもなく、四庫館臣の持つている常識であるという可能性が出てくる。つまり四庫館臣は自分の知る『漢雋』の「林越」をもつて、『少陵詩格』の「林越」と結び付けただけで、實際には兩者は無關係だつたのではないかと思われる。よつて『少陵詩格』と『漢雋』の著者は同一人物であるという説には疑問が生じ、『少陵詩格』の成書年代は南宋であるという説も再検討を要するものである。

先に「三氏杜詩注」と『少陵詩格』は別系統のものであるという推測を述べたが、『少陵詩格』の成書年代に疑問が生じれば、前者は後者を剽窃したという説は更に信頼できないものとなるだろう。

總 結

本論は一三五九年に刊行された五山版『詩法源流』と朝鮮本『木天禁語』（一五五五年）に基づき、『詩法源流』の偽書問題を検討してきた。その結果明らかにしたのは以下の諸點である。一、『詩法源流』の初版の刊行者武夷山人は元代の杜本（伯原）である。二、本來の書名は『詩法』である。三、五山版『詩法』の『詩法源流』（朝鮮本等は『詩法正論』）は元代中期の詩論であり、その著者は杜伯原の可能性が大きい。四、後の刊本と違つて五山版には題目、文字、著者名等に

おける脱落、偽造、隨意の摘抄等は見られない。五、「三氏杜詩注」は朝鮮本『木天禁語』にある『五十一格』と繼承關係を持ち、『五十一格』の別本を利用した上に新たな解釋を加えて成り立つた杜詩註解である。六、『四庫提要』に記録された『少陵詩格』は『五十一格』に基づくが、「三氏杜詩注」とは別系統の書である。七、『少陵詩格』の著者「林越」は南宋の『漢雋』の著者「林鍼」とは同一人物ではなく、その成書年代は再検討される必要がある。よつて、六と合わせて「三氏杜詩注」は『少陵詩格』を剽窃したという從來の説は根據の多くを失つてゐる。

四百年も續いた『詩法源流』偽書説は、五山版によつて漸く否定されるに至り、元代にも文人がある志を持つて詩論書を出版するという形態のあつたことが明らかになつた。しかし、今日偽書と斷定されている他の多くの元代の詩論書は、果たして何處までその本來の姿を現わしているだろうか。今後は『詩法源流』を一つの手掛りに、元代詩論の眞相をより深く探つていきたいと思う。

注

- (1) 郭紹虞『中國文學批判史』（四・五〇、新文藝出版社、一九五五年八月）、蔡鎮楚『中國詩話史』（第二章、湘南文藝出版社、一九八八年第一版）、袁行霈・孟冬・丁放『中國詩學通史』（第五章、安徽教育出版社、一九九四年十二月）參照。一方、次の書のように積極的に研究し評價する動きも存在する。朱榮智『元代文學批評之研究』（第四章、聯經出版事業公司、一九八二年三月初版）參照。

- (2) 一九九四年、『二十四詩品』の著者は明の懷悅であるという説が提起され、翌九五年、懷悅説に代わつて、元の虞集とする説が提起された。

筆者は後述する二本の論文によつて、虞集説を全面的に否定したが、『二十四詩品』を含み虞集説の根據となつた『新編名賢詩法』に「詩法源流」が含まれていることから、この書の研究に着手した。参照拙論

①『二十四詩品』の著者と成書年代に關する考察——朝鮮本（詩家一指）と（木天禁語）に基づいて（『東京大學中國語中國文學研究室紀要』第一號、一九九八年四月）。②「對『二十四詩品』懷悅説・虞集説的再考察——根據朝鮮本（詩家一指）、（木天禁語）及日本江戸版『詩法源流』（『唐研究』第四卷、一九九八年十二月、北京大學出版社）。

(3) 張伯偉「元代詩學偽書考」（『文化遺產』一九九七年第三期、六五頁）

(4) 楊載、字仲弘（一二七二—一三二三）。杭州の人。博學で多事に通じる。文を爲しては跌宕の氣あり、年四十まで仕えず。布衣をもつて召されて翰林國史院編修官となり、延祐の進士に擧げられる。官は寧國路推官に終る。著に『楊仲弘詩集』がある。（參照『新校本元史』列傳卷一百九十・列傳第七十七儒學二；『翰林楊仲弘詩集』四部叢刊初編集部；邱樹森主編『中國史學家辭典』河北教育出版社、一九九〇年九月）

(5) 筆者は長澤規矩也『和刻本漢籍隨筆集』第十六輯にある『（新刊）詩法源流』の解題を通して、五山版の存在を知り、本書を所藏する杏雨書屋（注16）の格段のご厚意によつて、閱覽を許可された。

(6) 川瀬一馬『五山版の研究』（上巻、二十九頁、日本古書籍商協會、昭和四十五年三月）

(7) 吉川幸次郎『杜甫詩注』「總序」十三頁（筑摩書房、一九七七昭和五十二年）。また注6も參照。

(8) 王漁洋『帶經堂詩話』卷十八・辯析類（中國古典文學理論批評專著選輯、郭紹虞主編、人民文學出版社、一九八二年）

(9) 清の高宗（弘歷）のいみなで、「弘」が「宏」に改められている。

(10) 『杜詩詳註』（中華書局、一九七九年十月）

(11) 『古詩考索』所收「杜詩偽書考」參照。（南京大學古典文獻研究所專

刊、上海古籍出版社、一九八四年十二月）

(12) 『歷代詩話』（吳興鏞氏嘉業堂本、卷四十、己集七、杜詩卷下之上）を用いた。

(13) 注3（六七頁）。

(14) 明刊本の始めに楊仲弘「詩法源流序」があり、冒頭文章の題目は「詩法正論・嘉禾懷悅和編集」とある。全書の版心には全て「詩法源流」と書かれているが、朝鮮本と比較して、表紙（『詩法源流』と明記及び懷悅の「詩法源流後序」はない。これが『詩法源流』から『詩法正論』へと書名を間違えられた原因ではないかと考えられる。因みに北平圖書館藏書に基づいて書かれた王重民『中國善本書提要』（集部、詩文評類）にも『詩法正論』があるが、明刊本は北平圖書館の善本書を撮影したもので、兩書は同一書物ではないかと推測される。

一方、一九七三年臺灣廣文書局の影印本『詩法源流・名家詩法・作詩體要』にも『詩法源流』が含まれるが、校勘した結果明刊本と同版異書であることが分かった。その中で書名が『詩法正論』と付けられていない點は筆者の考えと一致するが、「元・傅與礪・楊仲弘撰」という著者名は更に検討されるべきである。（詳見二一四、2）

(15) 詳見注2に擧げた拙論②。

(16) 杏雨書屋：大阪市淀川區十三本町二丁目十七番八五號。詳しくは武田科學振興財團・杏雨書屋（『藥學圖書館』日本藥學圖書館協議會發行、一九九七年第四十二卷第一號）を見よ。

(17) 楊仲弘序

余年少從叔父楊文圭遊西蜀間、抵成都過浣花溪、求工部杜先生之祠而觀焉。有主祠者曰工部九世孫杜學也、居於祠之後。予造而問之曰、先生所藏詩律之重寶不猶有存者乎。學曰、吾鼻祖審言以詩鳴於當世、厥後言生閑、閑生甫、又以詩鳴至於今、源流益遠矣。然甫不傳諸子、而獨門人吳成、鄒遂、王恭傳其法、故予得傳之三子者、雖復先世之重

寶而得之亦不易也。今子之自遠方而來，敢不以三子所授者爲子言之。子其謹之哉。余遂讀之，朝夕不置，久之恍然有得，益信杜舉所云非妄也。京城陳氏子有志於詩，故書舉之傳余戒余者以貽之。時至治壬戌初元四月既望楊仲弘序。

(18) 武夷山人跋

楊推官七言律，雄深壯麗，首尾渾成，所以高妙一世者，蓋有不傳之妙，非偶然也。此詩法，仲弘得之杜舉，舉得之吳成，鄒遂，王恭所傳者。不知三子以來得此詩法果何如哉。將天下所賦，學力所到，固自各有分限。大匠與人規矩，終不能使人巧耶。雖然規矩固不能使人巧，而學者卒不可舍規矩，苟得規矩，所謂巧則存或作在乎其人尔。閱是編者，尙勉之哉。武夷山人跋。

延文己亥孟春雲居比丘妙葩命工刊刻

- (19) 春屋妙葩(一一一〜一三八八)南北朝時代の臨濟宗夢窓派の僧。法諱は妙葩、道號は春屋。諡は智覺普明國師。甲斐の人。俗は平氏、母は源氏であるといひ、夢窓疎石の俗姪であるといふ。祖録・外典など五山版を多數刊行し五山文學發展に貢獻。(『五山禪僧傳記集成』玉村竹二、昭和五十八年。『日本佛教人名辭典』一九九二年。參照)

- (20) 注6(上卷、四十六頁、五十三頁)參照。

(21) 「懷友軒記」には「予聞識之延祐間」という記述があるので、これは延祐(一二二四〜一二三〇)以後に書かれたものと考えられる。

- (22) 『元詩選』(中華書局)

- (23) 注6(上卷、二二一頁)、『新修恭仁山莊善本書影』三六頁參照。

- (24) 注2の①と②參照。

(25) 王用章本は朝鮮本と同じ。臺灣廣文書局影印本の著者名「博與礪」も、懷悅本の影響だと考えられる。

(26) 此書以「詩法家數」名篇、顯爲編者詭題。且其抄錄時亦頗爲隨意、如原文有「眞公編次古文、自西漢而下、它并不錄。」此處作「古文自西漢

而已、他并不錄。」文意不全。(注3、六八頁より)

- (27) 渡邊幸三『說郭放』(『東方學報』京都第九冊、二二〇頁、昭和十三年、六月)。

- (28) 冒彼得『說郭放』(文史哲出版社、一九七九年十二月)

- (29) 明玉蘭草堂『南村騷耕錄』第九卷。

(30) 『南村騷耕錄』では「跋、取古詩狼跋其胡之義、犯前則躡其胡」となっているのに對し、五山版では「跋、取古詩狼跋其胡立義、狼前行則躡其胡」となっている。後者の方がより正確であると思われる。

- (31) 楊成『詩法』卷三所載。(内閣文庫藏)

- (32) 朝鮮本『木天禁語』について注2の①或は②參照。

- (33) 朝鮮本、江戸本、明刊本も皆「單階格」とされている。

(34) 他刊本は皆「接項格」に作る。又『五十一格』には「首項之相接」という説明があるので「頂」を非と見る。

- (35) 『漢簡』刊本は皆「林鉞」となっている。(注がない限り國會圖書館藏)

1、淳熙戊戌年(一一七八)刊本(續古逸叢書涵芬樓輯印)：紹興壬午年(一一六二)林鉞自序、淳熙戊戌壽春魏序刊 2、延祐庚申年(一二二〇)刊本：延祐庚申年袁桷序刊、紹興壬午年(一一六二)林鉞自序、淳熙十年(一一八三)楊王休序(内閣文庫藏) 3、萬曆甲申年(一五八四)刊本：萬曆甲申賈禪熙序、萬曆甲申呂元跋 4、萬曆戊戌年(一五九八)刊本：元統元年(一三三三)揭傒斯序、萬曆戊戌孫平仲後序 5、日本明和丙戌年(一七六七)刊本：明和丙戌良藝之序、萬曆甲申年(一五八四)賈禪熙序

(36) 『四庫提要』では『直齋』書錄解題……では：林鉞と稱すとあるのに、乾隆三十八年(一七七三)に刊行された『武英殿聚版全書』本『直齋書錄解題』(卷十四、雜藝類)と、それを底本とする『四庫全書珍本別輯』本、『叢書集成初編』本等は、皆「林越」になっている。しかし、一三二二年の馬端臨『文獻通考』(王雲五編『萬有文庫』第二集

卷二百二十八)に記録された『直齋書錄解題』の内容では「林鍼」になつてゐる。

(37) 地方誌：(注がない限り國會圖書館蔵)

1、『處州府誌』(成化三二年、一四八六年刊)の青田縣誌・科貢と仕宦(卷五) 2、『栝蒼彙紀』(萬曆七年、一五七九年序刊)の選舉表・青田縣(卷六)；往哲紀・青田縣(卷十二) 3、『青田縣志』(康熙丙寅年、一六八六年纂輯、内閣文庫蔵)の選舉志・進士(卷九)；人物志・文學(卷十)；藝文志・書目篇目・附(卷十二下) 4、『青田縣志』(光緒二年、一八七六年刊)の選舉志(卷九)；人物志・文學(卷十)；藝文志・書目(卷十二) 5、『處州府誌』(光緒三年、一八七七年復輯、東洋文化研究所蔵)、選舉志(卷十六)；人物志(卷二十一)；藝文志上・書目(卷二十六)。

以上の内容を次のよう整理する。1、「科貢」や「選舉志」において一貫して「林鍼」である。2、一五七九年に記録されて以來(2番)、「人物志」の中では皆「林越」になつてゐる。3、林氏の字は「國鎮」と「伯仁」が記録されている。4、『少陵詩格』の出現が最も遅い(4、5番)。5、『四庫提要』では『處州府志』も林鍼を載せている」とあるのに、一八七七年に再版された『處州府志』では「林越」になつてゐる。

(38) 江蘇巡撫採進本は「後に延祐庚申年袁柄重刻跋がある」ということから、それは筆者が見た刊本の2番(注35)の後印本ではないかと思われる。もしそうであれば、その中の「林越」は再刊の際に改められた結果といふことが言える。

(39) 凌迪知『兩漢雋言』刊本：

1、萬曆丙子年(一五七六)刊本；萬曆丙子凌迪知序刊(國會圖書館蔵)
2、萬曆丁亥年(一五八七)刊本；詹氏易齋梓行(内閣文庫) 3、萬曆三十六年(一六〇八)刊本；萃慶堂刊(同上) 4、光緒庚辰年(一八八〇)刊本；光緒六年會稽徐八杉齋序刊、融經館叢書之一。(東洋文化

『詩法源流』偽書說新考

研究所)

(40) 凌迪知が残した著作には『歷代帝王姓譜』、『姓氏博考』、『萬姓統考』もある。しかし、その『萬姓統考』では周代から明代までの順で「林」氏の人物が多数記録されているが、「林鍼」も「林越」も載せていない。

この度五山版の閲覽にあつては、杏雨書屋より格段のご配慮を頂きました。改めて御禮申し上げます。